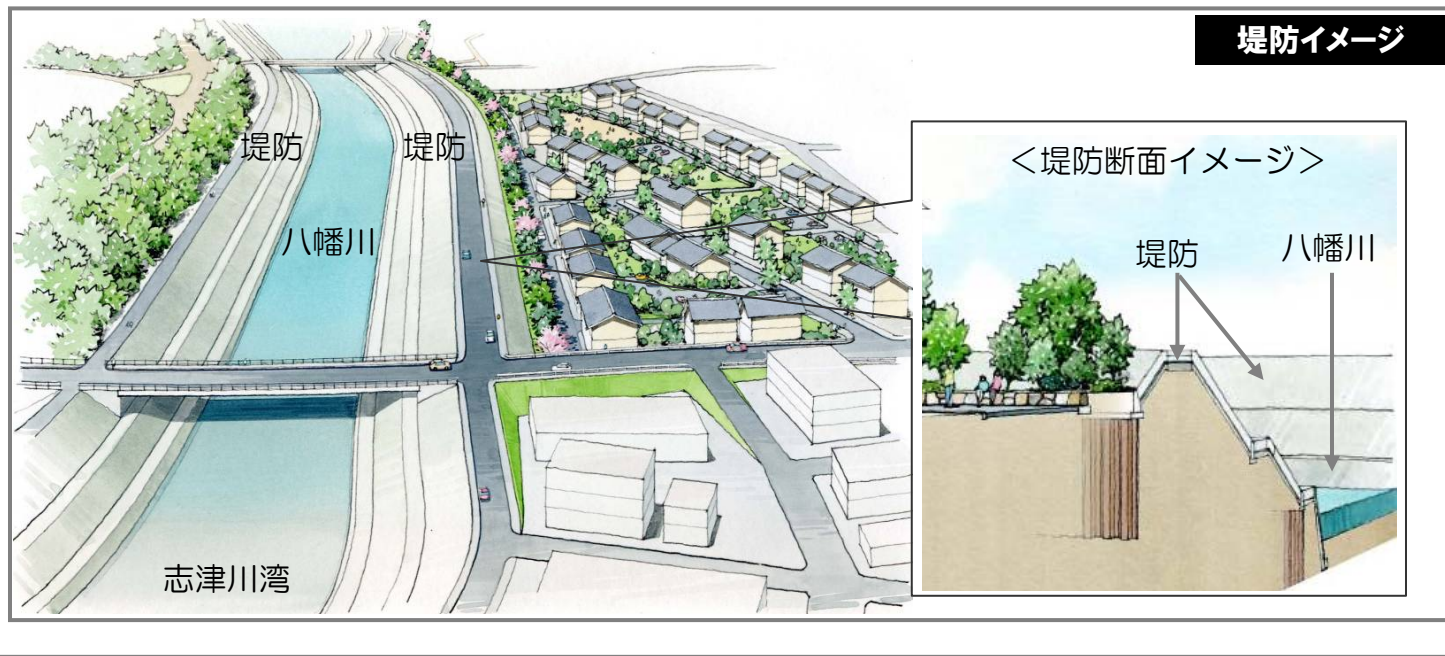


3 河川整備の方針（水尻川・八幡川・新井田川）

発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に1回程度）から、住民の生命・財産、産業・経済活動を守るため、以下の理由から南三陸町内の県管理河川の津波防御方式は堤防方式を基本とします。

- 1 水門方式は大規模地震時の水門操作確実性が担保できないこと。
- 2 堤防方式は人的操作が不要なこと。
- 3 堤防が高くなることで洪水や高潮への対応も期待できること。



4 (仮称) 志津川地区まちづくり協議会について

今後の志津川地区を考える「まちづくり協議会」については、現在設立に向けて準備を進めております。本号ではその概要をお知らせします。

【Q:まちづくり協議会とは?】

A: まちづくり協議会とは、志津川地区の住民代表者や産業団体の代表者などが集まり、今後の住まいや市街地の計画について話し合い、まちづくりに反映させていく会議です。

【Q:どんなことを話し合うのか?】

A: 協議会では、次のような話し合いを予定しています。
○市街地の都市計画（例：道路や公園等の公共施設の配置、住宅・商工業等の土地の利用計画）
○新しい住まい計画（例：防災集団移転の移転方法、高台移転地の区画配置、新たなコミュニティ形成）

【Q:どのような構成なのか?】

A: 各行政区や仮設住宅の代表の方、商工会や漁協・農協などの代表の方、教育・福祉関係の方などに参加していただく予定です。

【Q:今後の予定は?】

A: 今月中（4月）に各行政区や仮設住宅の代表の方を主とした準備委員会を開催し、構成員や協議の進め方についてご意見を頂き、協議会設立を進めます。

お問い合わせ

南三陸町 復興事業推進課 まちづくり推進室、都市計画事業班

住所：〒986-0792 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56-2

電話：0226-46-1379 FAX：0226-46-5348

H P：http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/

<第2号>

平成24年4月
発行・編集
南三陸町
復興事業推進課
電話：0226-46-1379

志津川地区復興まちづくりだより

1 住民説明会開催のお知らせ

志津川市街地の土地利用計画と住宅移転・再建について

説明会を開催します

志津川市街地におきましては、早期復興に向けて土地利用計画の検討を進め、都市計画決定や防災集団移転促進事業の計画策定などをできるだけ早期に行いたいと考えています。

そのため、住民や地権者のみなさまにご理解・同意いただけるよう、土地利用計画案や公共施設の配置案、高台への住宅移転・再建に必要なとされる資金、被災した土地の買取価格などについての説明を行います。

◆開催日時・場所

日程	時間	場所
4月26日（木）	午後7時から9時まで	ベイサイドアリーナ文化ホール
4月27日（金）	午後7時から9時まで	南方イオン跡地仮設住宅Ⅰ期集会所
4月29日（日）	午後2時から4時まで	ベイサイドアリーナ文化ホール

◆説明内容

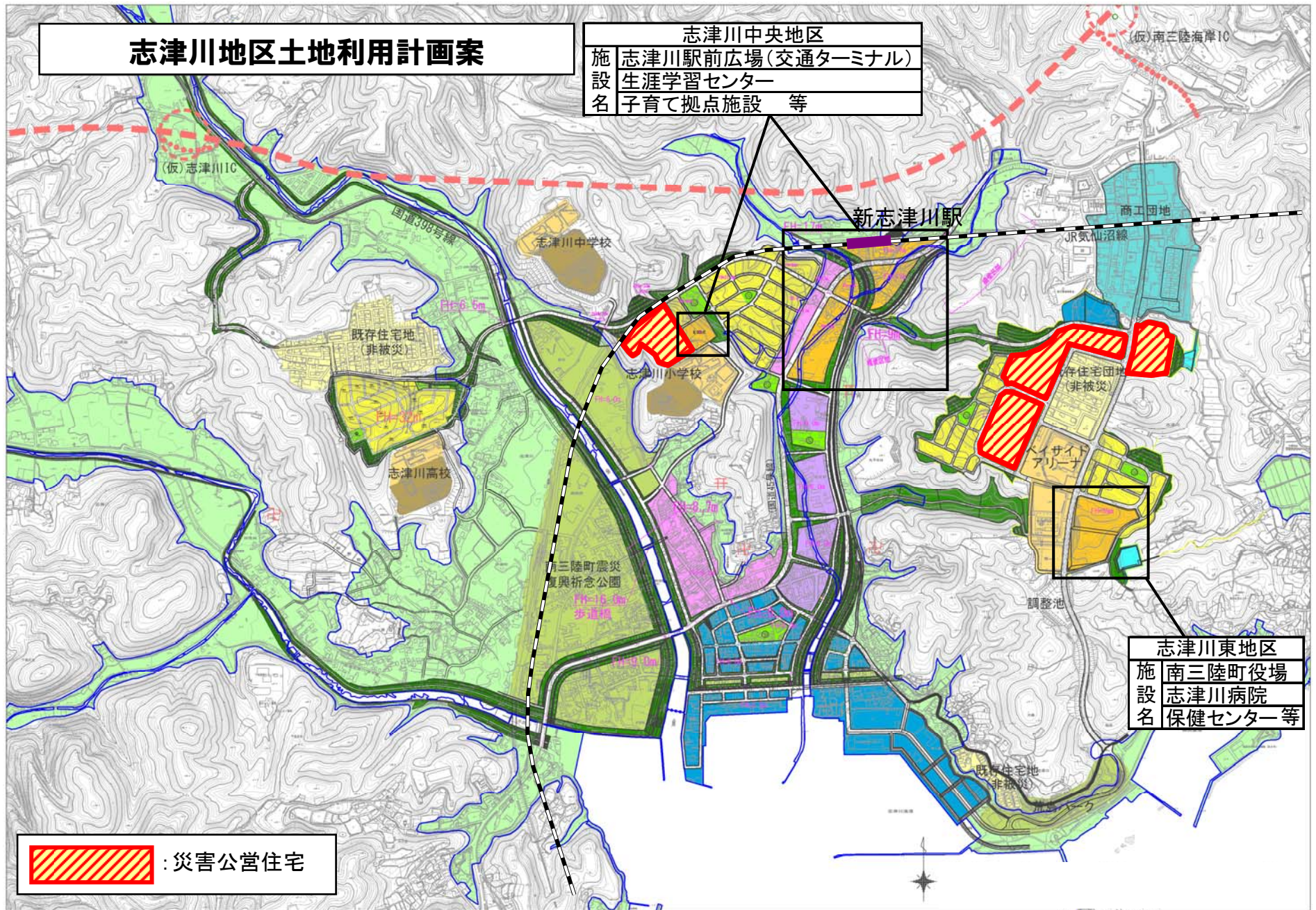
- ・志津川市街地の土地利用計画案
- ・災害公営住宅や公共施設の配置案
- ・住宅再建に必要な資金（想定額）
- ・被災した土地の買取価格（想定額）
- ・個別相談の案内 など



※今回の説明会では、下記の行政区の土地利用や今後の住まいについて説明する予定ですが、その他の地区等にお住まいだった方々、土地所有者の方々なども、ご遠慮なくお越しください。（八幡町、五の一、五の二、汐見、南町、十の一、十の二、本浜、大森第一、大森第二、天王前、新井田）

2 志津川市街地の土地利用計画案について

志津川地区復興まちづくりだより（第1号）で示しました土地利用ゾーニングイメージ図をもとに、土地利用計画案を作成しました。



ゾーン	方針(案)	①各ゾーン内でお持ちの土地について	
		住宅用地をお持ちの場合	事業所用地をお持ちの場合
居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 高台の住宅地や公共施設周辺を造成し、より安全な居住地を形成する区域 災害公営住宅は、東側と中央の高台に整備する。(西側は今後の状況に応じて検討を行う。) 		
公共公益ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 役場、病院など重要な公共施設を高台に移転集約する区域 南三陸町役場、志津川病院、保健センター等を東側の高台に整備する。 志津川駅前広場(交通ターミナル)、生涯学習センター、子育て拠点施設等を中央の高台に整備する。 	買取 ^{※2}	
産業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 水産業の再生に必要な市場・作業場・水産加工施設などを効果的に配置する区域(安全上、居住地としての利用は制限する。) 	買取可能 ^{※1} 店舗兼住宅等も含まれる	換地 ^{※3} 農地・自然ゾーンは一部区域のみ
商業・観光ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 港町らしい賑わいと魅力ある店舗等が並ぶ区域 港や水産資源を活かした観光交流施設等が並ぶ区域(安全上、居住地としての利用は制限する。) 		
施設誘致ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 三陸縦貫自動車道や国道45号の交通利便性を活かしながら、産業活性化に向けて戦略的に企業等を誘致する区域(安全上、居住地としての利用は制限する。) 		
農地・自然ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 浸水した農地の再生など自然的土地利用を推進する区域(安全上、居住地としての利用は制限する。) 	買取 ^{※2}	
公園・緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 復興の象徴であり、防災機能を有するなど、多面的な役割を担う公園を整備する区域 	買取 ^{※2}	
道路・鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 国道や県道などは災害時の避難路としての役割も担うため、ゆとりある幅員を確保する。また、高台の住宅団地を結ぶ連絡道路を整備する。 志津川駅(JR気仙沼線)は高台に配置する。 		

※1 買取可能：土地の買取りの要望がある場合に限り。土地を継続して所有することは可能ですが、住宅を建築して居住することは規制されます。土地の買取価格等は、別途配布し、町ホームページにも掲載されている「住宅高台移転まちづくりニュース(第1号)」をご参照ください。

※2 買取：計画が確定した場合、ゾーン内すべての土地を町が買取ることが前提となります。

※3 換地：商業や水産加工業等が集積する市街地を形成するため、被災市街地復興土地区画整理事業により土地を交換(換地)します。

⇒※1、※3について：土地区画整理事業を行う区域は減歩(利用価値の増進に伴い従前の宅地が減る)が発生します。

【②町が整備する高台の土地について】

- 高台の土地については、町が用地買収し、造成します。
- 町が整備する高台の土地については、分譲または借地となります。
- 分譲価格や借地料については、別途配布し、町ホームページにも掲載されている「住宅高台移転まちづくりニュース(第1号)」をご参照ください。

(注) 土地利用計画案は現時点のものであり、今後の関係機関との協議等により、変更となる可能性があります。